J106
1370―1400MHz、4950―4990MHz及び15.20―15.35GHzの周波数帯は、二次業務で宇宙研究業務（受動）及び地球探査衛星業務（受動）にも使用することができる。
J107
1400―1427MHz、2690―2700MHz、15.35―15.4GHz、23.6―24GHz、31.3―31.5GHz、50.2―50.4GHz、52.6―54.25GHz、86―92GHz、100―102GHz、109.5―111.8GHz、114.25―116GHz、148.5―151.5GHz、164―167GHz、182―185GHz、190―191.8GHz、200―209GHz、226―231.5GHz及び250―252GHzの周波数帯では、全ての電波の発射を禁止する。ただし、超広帯域無線システムの無線局にあっては、この限りでない。
J108
北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域においては、電気通信業務用とする。その他の総合通信局の管轄区域においては、2014年３月31日までは一般業務用とし、2014年４月１日からは電気通信業務用とする。
J109
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整を行うことを条件とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。
J110
この周波数帯において、日本国内で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網（ＰＳＴＮ）と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第9.11A号の規定の適用に当たっての移動衛星業務（宇宙から地球）の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第５表５－２に記載された調整しきい値の代わりに、全ての仰角について任意の４kHzの帯域幅で－150dB（W／㎡）とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、日本国内で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。
J111
この周波数帯において、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域（無線通信規則第5.343号及び第5.344号参照）及び無線通信規則第5.342号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。
J112
1518―1544MHz、1545―1559MHz、1610―1645.5MHz、1646.5―1660.5MHz、1668―1675MHz、1980―2010MHz、2170―2200MHz、2483.5―2520MHz及び2670―2690MHzの周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第212（ＷＲＣ―07、改）及び第225（ＷＲＣ―07、改）を参照すること。
J113
この周波数帯において、海上移動衛星業務を除く移動衛星業務の局は、無線通信規則第5.352A号に掲げる国及び地域における1998年４月１日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。
J114
1525―1544MHz、1545―1559MHz、1626.5―1645.5MHz及び1646.5―1660.5MHzの周波数帯は、いかなる業務のフィーダリンクにも使用してはならない。ただし、移動衛星業務の地球局を指定された地点で使用することができる。
J115
移動衛星業務による1525―1559MHz及び1626.5―1660.5MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。
J116
1530―1544MHz及び1626.5―1645.5MHzの周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第９条の第II節の手続の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（ＧＭＤＳＳ）の遭難通信、緊急通信及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。海上移動衛星による遭難通信、緊急通信及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、ＧＭＤＳＳの遭難通信、緊急通信及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先について考慮することとする（決議第222（ＷＲＣ―12、改）の規定が適用される。）。
J117
移動衛星業務（宇宙から地球）による1544―1545MHzの周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。
J118
移動衛星業務（宇宙から地球）及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。
J119
この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動（Ｒ）業務の航空局から航空機局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。
J120
1545―1555MHz及び1646.5―1656.5MHzの周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第９条の第II節の手続の適用においては、無線通信規則第44条１から６までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星（Ｒ）業務に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。無線通信規則第44条１から６までの優先権を有する航空移動衛星（Ｒ）業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第44条１から６までの優先権を有する航空移動衛星（Ｒ）業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先についても考慮することとする（決議第222（ＷＲＣ―12、改）の規定が適用される。）。
J121
この周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の装置による使用に限る。なお、衛星上での使用は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件とする。
J122
この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で航空移動衛星（Ｒ）業務にも使用することができる。
J123
無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局に関しては、この周波数帯では、航空無線航行衛星業務を除き、無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。
J124
移動衛星業務（地球から宇宙）及び無線測位衛星業務（地球から宇宙）による1610―1626.5MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、その影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第5.366号（無線通信規則第4.10号が適用されるシステム）に従って運用しているシステムに使用される周波数帯で、最大の等価等方輻射電力による電力密度は－15dBW／４kHzを超えてはならない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯において、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は－３dBW／４kHzを超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第5.366号に従って運用している局及び無線通信規則第5.359号に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。